

財務省告示第四百七十七号
 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四
 十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入
 消却したので、その国債の名称等を別表のとおり
 告示する。

平成十六年十一月五日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	買入消却 実行日	額面金額 の総額	額面金額百 円当たりの 買入価格
割引国庫債券 (五年)	第二百十回	平成十六年 十月十四日	千万円	九十九円九 銭九
合 計			千万円	